



### 質問1

医院が住居と一緒にありますが、一括して支払った水道代や電気代、ガス代などの光熱費は、所得計算上どのように処理すると良いでしょうか。

### 回答

一括して支払った費用を使用量によって区分し、事業の用に供された部分の金額を必要経費とします。

ご質問のような家事上の経費と事業上の経費が混在している家事関連費について、①業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額で、②その部分の金額が明りように区分されている場合、必要経費に算入されることになっています。

したがって、ご質問の場合例えば、電気代については消費電力数、ワット数などのように、その使用割合でこれらの家事関連費を医院で使用した部分と住居で使用した部分とに区分計算し、そのうち医院で使用した部分に対する経費を必要経費に算入することとなります。

#### 【計算例】

一括して支払った電気代・・・30,000円  

$$30,000円 \times \frac{\text{（医院で使用した電力数） } 600\text{kw}}{\text{（全部の電力数） } 1,000\text{kw}} = 18,000円 \text{（必要経費になる電気代）}$$

なお、上記①の「業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分」は、業務の内容や経費の内容、家族や使用人の構成、家屋・その他の資産の利用状況等を総合的に勘案して判定することになります。

### 質問2

入院施設のある内科・小児科ですが、患者給食用として仕入れた主食・副食の材料で、看護師や家族の食事も賅っています。この場合、どのように処理すると良いでしょうか。

### 回答

看護師に支給した食費・食事は必要経費となります。

看護師に支給した食費・食事代は使用人に係る費用として必要経費になりますが、家族の食事に要した費用は家事費に該当し、必要経費にはなりません。したがって、一括して購入した材料費に家族に支給した食事の部分があるときは原則として必要経費から除外することになります。

ところで、所得税法では自己の商品を自家消費した場合には、それを販売した場合と同様に自家消費した商品の価額をそのものの通常の販売価額で計算して、収入金額に算入することとなっていますので、家族の食事に係る材料費について必要経費から除外しなかった場合には、その食事の価額を収入に計上しなければなりません。

なお、自家消費した商品の価額については、その商品の取得価額以上の金額で備付帳簿に記載し、総収入金額に算入しているときは、その金額が通常の販売価額に比し著しく定額（おおむね70%未満）でない限り、これを認めることに取扱われます。

また、看護師から食事代を徴収していない場合は、食事という現物の給与を支給したことになりますから、源泉徴収の対象を給与の額に加算しなければなりません。